	申請書様式	添付書類
新規	第5号様式	○対象者であることが確認できる書類 ○申請書別表(※区分が必要な場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 ○サービス等利用計画作成依頼届出書 →→→調査後、計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明
更新	第5号様式	 △申請書別表(※区分更新の場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明 △訓練系の更新の場合は事業所意見書
支給量変更	第11号様式	→→→翌月1日からに間に合うように当月中に計画案!
サービスの変更・追加	第5号様式	△申請書別表(※区分が必要なサービスの追加時に必要。 主治医欄要記入) →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明
終了	第5号様式	Δモニタリングを実施できた場合はモニタリングのみでもOK

障害福祉サービス…新規

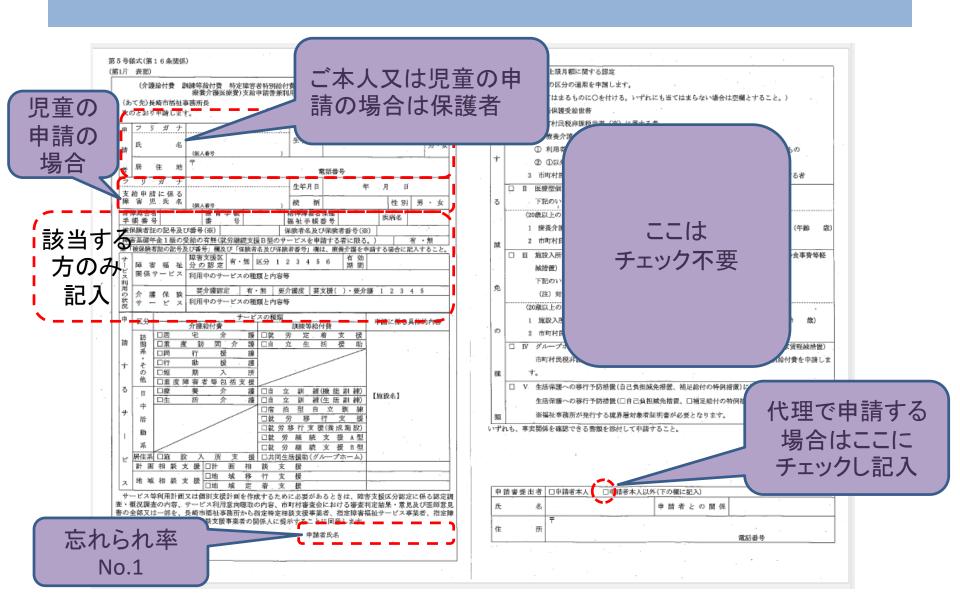
• サービスの対象者であることの確認

「長崎市の障害者福祉サービス等の手引き(相談支援事業所向け)」P.10

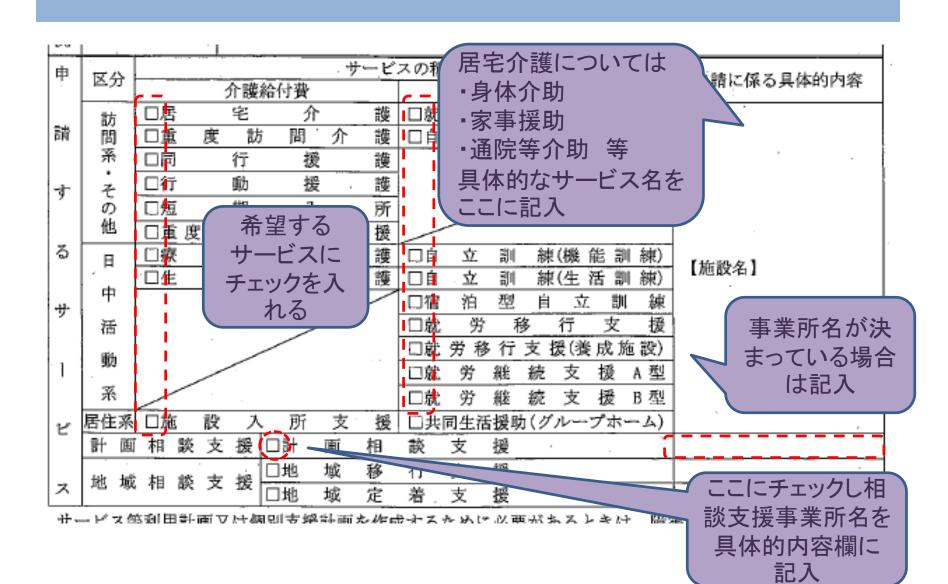
6. 障害を有することの確認について

	障害種別	確認方法
	身体	・身体障害者手帳 (※身体障害者手帳の取得には指定医の診断書が必要です)
	知的	・療育手帳 ・知的障害者更生相談所より知的障害が認められること
障害者	精神	 ・精神障害者保健福祉手帳 ・精神障害を事由とする年金を現に受けていることの証書 ・精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることの証書 ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証 ・医師の診断書又は意見書(精神科医がICD10コード等を記載すること)
	難病	・特定疾患医療費受給者証 ・対象疾患に罹患していることが分かる医師の診断書又は意見書
	身体	・身体障害者手帳
	知的	・療育手帳 ・知的障害者更生相談所より知的障害が認められること
障 害	精神	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療(精神通院医療) 受給者証 ・医師の診断書又は意見書(精神科医がICD10コード等を記載すること)
児	難病	・特定疾患医療費受給者証 ・対象疾患に罹患していることが分かる医師の診断書又は意見書
	その他	【未就学児】医師意見書 【就学児】診断書又は特別支援学級等の在籍証明書 ※他にも方法がありますので、障害福祉課へ確認してください。

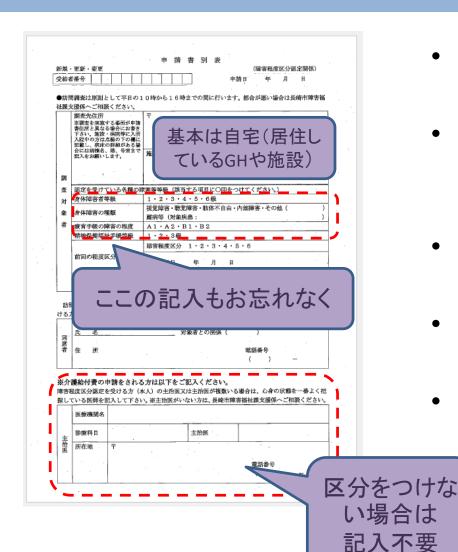
障害福祉サービス…第5号様式



障害福祉サービス…第5号様式



障害福祉サービス…申請書別表



- 調査をする場所や同席者・日 程調整連絡者を確認するもの
- 生活介護のみの利用の場合 は生活介護事業所での調査 OK
- 居宅介護+生活介護の場合は、自宅での調査
- 本人のことをよくわかっている 同席者がいた方がよい
- 区分が必要なサービスの申請をする場合は主治医の記入を忘れないように

児童の申請では別表 そのものが不要

障害福祉サービス...世帯状況・収入申告書

者用 世帯状況・収入申告書 (あて先) 長崎市福祉事務所長 年月日	世帯状況・収入申告書(解書児用) (あて先)長崎市福祉事務所長 年月日 - 住所 ・ 電話番号
マリガナ 電話番号	フリガナ
申購者氏名	申請者氏名 (保護者) 韓吉児氏名
障害福祉サービス及び地域生活支援事業に係る利用者負担額減額・免除について、次のとおり申請 及び申告します。 また、長橋市が利用者負担の上限月額の決定のため、申請者及び配偶者の住民基本台域、課税・所 得状況、生活保護受給状況、国民健康保険税給付状況、後期高齢者施療保険料納付状況、介護保険料 納付状況、各種手当受給状況について確認することに同意します。	贈客福祉サービス及び矩域生活支援事業に係る利用者負担額減額・免除について、次のとおり申請 及び申析します。 また、利用者負担の上限月額の決定のため、申請者及び職善児の属する患者の此帯全員の住民基本 台模、課題、所得状況、生活体融受給状況、各種干当受給水及について確認することに同意します。 ②世帯の状況等について 除害児及び保護する属する住民景上の世帯全員の状況を記載。
②世帯の状況等について 申請者及び同居している配偶者の状況を記載 ☆市形入機	氏名 生年月日 本人と 個人場号 (マイナンバー) 単税・非徴税の別 佐務器値 (円)
氏名 生年月日 の興惠 付けが、一 課税・弁課税の別 所得報酬 (円)	申請者 □非規 □土中告
中時者	摩客児 □謀紀 □井東後 □井東後 □木中告
配偶者 口が弾 ロネ中音	□跳觉□非谦锐□未申告
#	□ 課税 □ 未辛告
たれたる大亦 Cは申請されている方は右翼にチェックしてください。→ ここは	□ 帰税 □ 非課税 □ 永幸舎
忘れたら大変 「□●臓者私」 □●臓者私 □●臓者私 □●臓者私 □●臓者私 □●臓者者 □●ឃ者 □●ឃ者 □●ឃ者 □●ឃ者 □●ឃ者 □●ឃ者 □●ឃ者 □●	計 新 新 新 新 新 新 が は の あ 方は 方は 方は 方は 方は 方は 方は 方は 方は 方は
申請者	瑞提出者 口申請者本人 口申請者本人以外 (下の欄に記入)
氏名	サ 請 者 との関係
電話番号	住 所 電話番号
(紀入上の注意) 1. 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります 2. 利用者負担等の軽減申請をされる方は、住所地の令和3年度課税延明が必要です。 ただし、令和3年1月1日現在、長時間に住民登録がある方は、本核式で同意いただければいきますので、提出は不要です。 なお、この際に本来、所得申告すべき収入があるにも関わらず、申告されていない方についてその事実が判明した際に選り利用者負担を徴収する場合があります。 場合はここに チェックし記入	書きされない場合は、会白に記入するか又は別版に記入の上添付してください。 不実の申告をした場合、関係社合により処罰される場合があります。 利用者負担等の経験中解さされる方は、本様式で同意いただければ、長崎市で顕査することが、 できますので、課税証明の世出書館は不要です。ため、美崎市が個人番号を使用して各種状況を 確認することに同意いただけない場合は、跨専児及び保護者の認可る住民版上の世帯全員の市・ 見氏税(保修・課院) 肝明書又は市・県民税特別徴収税額の通知書等(令和3年度 ※コピー司) を提出してください。 また、この際に本来、所得申告すべき収入があるにも関わらず、申告されていない方について は、その事実が門明した際に適り利用者負担を徴収する場合があります。

者:本人と配偶者

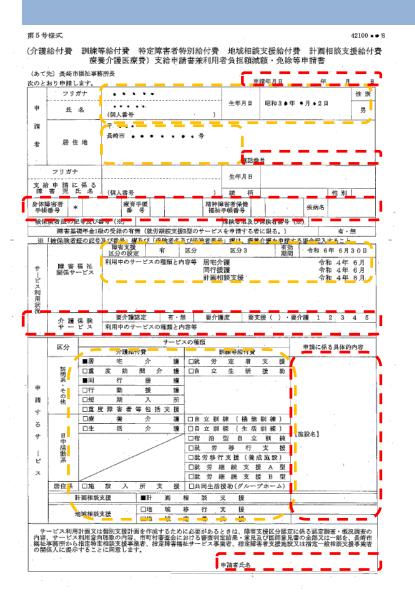
児:本人を含む世帯員全員

障害福祉サービス…申請後でOKの必要書類

- ・サービス等利用計画作成依頼届出書
- ・ 家賃証明(グループホーム) 体験での申請の場合は日割り家賃の記入も要
- 計画案開始日と具体的なモニタリング期間(〇・〇・〇月)
 - ~申請書提出から支給決定に至るまでの期間~
 - ◎区分なし:1~1か月半程度
 - ◎区分あり:2~2か月半程度
 - ★調査の日程調整:申請書提出後2~3週間後に調査員より連絡(更新は約1か月後)

	申請書様式	添付書類
新規	第5号様式	○対象者であることが確認できる書類 ○申請書別表(※区分が必要な場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 ○サービス等利用計画作成依頼届出書 →→→調査後、計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明
更新	第5号様式	 △申請書別表(※区分更新の場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明 △訓練系の更新の場合は事業所意見書
支給量変更	第11号様式	→→→翌月1日からに間に合うように当月中に計画案!
サービスの変更・追加	第5号様式	△申請書別表(※区分が必要なサービスの追加時に必要。 主治医欄要記入) →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明
終了	第5号様式	Δモニタリングを実施できた場合はモニタリングのみでもOK

障害福祉サービス…更新



- 氏名・住所等は印字 されている。
- 印字されていない箇 所の記入をお忘れ なく。
- ご本人が送られてき た申請書を紛失する 場合もある。

障害福祉サービス…更新

- 更新書類の発送時期6月末更新の場合→5/20前後の発送8月末区分更新の場合→5/20前後の発送
- 更新申請に必要な書類
 第5号様式
 申請書別表(区分更新)
 世帯状況・収入申告書
 →→→計画案
 △グループホーム家賃証明
 △訓練系の更新の場合は事業所意見書

	申請書様式	添付書類
新規	第5号様式	○対象者であることが確認できる書類 ○申請書別表(※区分が必要な場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 ○サービス等利用計画作成依頼届出書 →→→調査後、計画案提出で支給決定!
更新	第5号様式	 △申請書別表(※区分更新の場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明 △訓練系の更新の場合は事業所意見書
支給量変更	第11号様式	→→→翌月1日からに間に合うように当月中に計画案!
サービスの 変更・追加	第5号様式	△申請書別表(※区分が必要なサービスの追加時に必要。 主治医欄要記入) →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明
終了	第5号様式	Δモニタリングを実施できた場合はモニタリングのみでもOK

障害福祉サービス…第11号様式

第11号様式(第21条関係)

	I		_	-,				_		_		日龍印		年	月	E
申		ガナ	ł					生	年月日		年	月	Ħ	性		別.
請	氏	名	(MIA:	1000年)							男・	女
者	居	住 地	₹							電話者	号					
7.	ŋ	ガナ						生	年月日		4	E	Я	В		
支险		りに係る 1 氏 名						. #					性	80 .	男 •	+
	体障害		(個人	₩ 9 擦育手	帳				· " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	- 1			1	m 1 2	,, .	-
÷	帳番			番	号		_	1	上手帳看				疾病名	<u> </u>		
		Eの記号及						1.45-6 146	1111111		者番号	17417	1 10 4			
	一 被係際	音証の記号		・」 棚及を接区		1					X養介護 有:		する場合	に記入	する	こと。
サー	職 独	手福 祉	分の	認定	有・	無区	分 1	2 3	4 :	6	期					
ビス	関係	サービス	利用中	ゆのサー	ーピス	の種類	に内容	华								
利用			-		-							A-m	1 0 0		-	
				2在 2以	饱计	右 • 5	HE 133	エ合連	10F 3E							
の	<u></u>			護認		有・領	無 要	₹介護 ***	度 要	文後()・要	グリング	1 2 3	5 4	5	_
用の状況	<u>企</u> 設 サー	後 <u>保</u> 隆							度 要	文徴(.) - 92	介護	1 2 3	3 4	ь	-
の状況	y -	- ビス							度 要	文俊(9	介護	1 2 3	3 4	5	-
の状況 変	# -	- ビス			- Z	· ·	i <mark>z m</mark> a	F# .	皮 要	文俊(,) · &	介護	1 2 3	3 4	5	.
の状況 変変	y -	- ビス	利用	- ₹>†	- Z	· ·		F 4 .			.) - 9		請定反	_	_	· ·
の状況 変変	更の	- ビス		- ₹>†	ピス	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	i <mark>z m</mark> a	F 4 .	度 要		支包			_	_	, and the same of
の以兄一変一変更	更多訪問	□居□重 』	介護和 宅 建 訪	-/\d	サ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の種類	F (# .	ik erna	付資	-			_	_	198
の以兄一変一変・更を	サー変の訪問系・	一 選 由	介護 宅 ぎ お	付養 介 問 援	サ	世辺	の種類	労 労	練寺店定	付資	支机			_	_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
の状況 変 変 更 を 申	サ 更 区 訪問系・そ	理 由 日本	介護 介護 を ま 行動	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	サ	世辺波護護護	の種類	労 労	練寺店定	付資	支机			_	_	,
の状況 変 変 更 を 申 請	サー変の訪問系・	一 選 由	介記 介記 行助 期	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	サ	世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世	の種類	労 労	練寺店定	付資	支机			_	_	
の以兄 変 変 更 を 申 請 す	サ 更 安 訪問系・その他	日本 日	介記 介記 行助 期	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	かかかり	が一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	の種類	労立	定生	付養	支机	E b		_	_	-
の	サ 更 お問系・その	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	利用 介定 方 助期害 行 助期害者	対象の対象を表現である。	かかかり	が選護護護所援護	の種類□就□自	労立	定生	付責活	支援	b	請に任	_	_	-
の状況 変 変 更 を 申 請 す る	サ 更 区 訪問系・その他 日	・ ス 由 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	介 定 方 题 新 音 養	対象の対象を表現である。	かかかり		の種類の種類の種類の	学 文 立 泊	線 安 店 定 生 生 期 新 耕 耕 耕 利 自	付責着活	支援制納納	D [1	請に任	_	_	-
の状況 変 変 更 を 申 請 す る サ	サ 更 区 訪問系・その他 日 中	・ ス 由 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	介 定 方 题 新 音 養	対象の対象を表現である。	かかかり	が一度。	の種類の種類は自由の自由の自由の自由の自由の自由の自由の自由の自由の自由の自由の自由の自由の自	学立	線 5 店 定生 即 納納自 移	付養活活	支援制納納	して (1) (1) (1) (1) (1)	請に任	_	_	a week
の	サ 更 区 訪問系・その他 日 中 活	・ ス 由 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	介 定 方 题 新 音 養	対象の対象を表現である。	かかかり	が一世を変し、一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	の種類の動力を	第	線 安	付着活	支援制制練練大	して (1) (1) (1) (1) (1)	請に任	_	_	-
の状況 変 変 更 を 申 請 す る サ ー	サ 更 な 訪問系・その他 日中活動	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	介 定 方 题 新 音 養	対象の対象を表現である。	かかかり	が一世とは一世後後後の一世と	の和類は自自自信を表現している。	等	株 安福	付着活 (機生立 行支支	支援制制練練大	D (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	請に任	_	_	

由請者氏名

(企業於付集 訓練等於付表 航空院主要株別於付集 實施企業医療集)

変更の理由

例)

- ・ 通院先が増えたため
- ・事業所に慣れてきたため

※標準支給量を超える場合は具体的な理由が必要

(標準支給量:「長崎市の障害者福祉サービス等の手引き(相談支援事業所向け)」 P.36-37

書類が揃った翌月から変更可

	申請書様式	添付書類
新規	第5号様式	○対象者であることが確認できる書類 ○申請書別表(※区分が必要な場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 ○サービス等利用計画作成依頼届出書 →→→調査後、計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明
更新	第5号様式	 △申請書別表(※区分更新の場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明 △訓練系の更新の場合は事業所意見書
支給量変更	第11号様式	→→→翌月1日からに間に合うように当月中に計画案!
サービスの変更・追加	第5号様式	△申請書別表(※区分が必要なサービスの追加時に必要。 主治医欄要記入) →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明
終了	第5号様式	Δモニタリングを実施できた場合はモニタリングのみでもOK

障害福祉サービス…サービスの変更・追加

- サービスの変更
 - 例1)就労継続支援B型→就労継続支援A型
 - 例2)就労継続支援B型→生活介護▼
- サービスの追加
 - 例3)家事援助+就労継続支援B型
 - 例4)就労継続支援B型+家事援助

この場合は 区分が 必要になる

第5号様式+(申請書別表)+計画案

	申請書様式	添付書類
新規	第5号様式	○対象者であることが確認できる書類 ○申請書別表(※区分が必要な場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 ○サービス等利用計画作成依頼届出書 →→→調査後、計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明
更新	第5号様式	 △申請書別表(※区分更新の場合は主治医欄要記入) ○世帯状況・収入申告書 →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明 △訓練系の更新の場合は事業所意見書
支給量変更	第11号様式	→→→翌月1日からに間に合うように当月中に計画案!
サービスの変更・追加	第5号様式	△申請書別表(※区分が必要なサービスの追加時に必要。 主治医欄要記入) →→→計画案提出で支給決定! △グループホーム(体験・入所)の家賃証明
終了	第5号様式	Δモニタリングを実施できた場合はモニタリングのみでもOK

障害福祉サービス…終了

